

組合 Q & A

理事になれる人、なれない人

組合員会社の社長 A が理事になっている。しかし、理事会には営業部長が毎回出席している。違法ではないか

営業部長が代わりに理事会に出ることは違法です。A 個人が組合と委任契約を結んでいるので、他人が理事会に出ることはできません。解決策としては、営業部長を理事に選出する方法、A 社長が書面出席する方法、があります。毎回書面出席になるなら営業部長を理事にする方法がよいでしょう。理事については、組合員に限定するか、組合員外の理事を認めるかで次の①、②のケースがあります。

① 組合員に限定しているケース：

組合員が会社なら会社の役員（取締役・監査役等）が組合の理事になれます。個人事業者なら代表者だけが理事になれます。このように組合員から選ばれている理事を「正規理事」といいます。

② 組合員に限定していないケース：

親会社の社員や専従の事務局長など組合員以外の者も理事総数の三分の一まで理事に選ぶことができます。これらの理事を「員外理事」といいます。「員外理事」を置く目的は、広く外部の意見を聞くため、組合の業務に専従している者を理事にするためなどです。

営業部長のケース

さて、設問の組合員企業の営業部長のケースを考えてみます。この営業部長が取締役の身分を持つならば①のケースに該当しますから、総会で理事に選出すれば問題は解決します。取締役身分を持たない従業員ならば、員外理事にすることを検討します。組合員企業から選ばれていながら組合員外の理事というのは妙な扱いですが、組合員企業の従業員は員外理事の扱いになります。法律の解釈が正規理事と員外理事の境目を、組合員企業の「役員である・なし」のところに置いていくからです。会社の役員ではない営業部長は員外理事になるしかありません。組合の定款に、員外理事の規定を入れて、この営業部長を理事に選出すれば、法的な問題は解決し

ます。

最近「役員」の解釈が難しくなってきました。執行役員制を導入する会社が増えたり、委員会設置会社の制度が設けられたり、さまざまなきがあるからです。

基本的に株式会社「取締役・監査役」、特例有限会社「取締役」、合名会社の「業務執行社員」、合資会社の「無限責任社員」と「業務執行権をもつ有限責任社員」、合同会社の「業務執行社員」が、正規理事に就任できると理解しておけばよいでしょう。

ポイント

★理事は、正規理事と員外理事の二種類

★組合員企業の役員は正規理事

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 総会、役員選出に関する正誤問題です。

【第1問】総会の可決要件である「出席者の議決権の過半数」は定款で定めれば、引き上げることができる。

【第2問】総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を記載しなくてもよい。

【第3問】総会における代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

【第4問】通常総会に提出する決算関係書類等は、監事の監査報告を受けた上で理事会の承認が必要である。

【第5問】役員を選挙を指名推選制で行う場合は、総会出席者全員の同意でこの方法を採用し、被指名人について過半数の同意を得なければならぬ。

《解答》

第1問×、第2問×、第3問○、第4問○、第5問×（総会における指名推選制の選挙は、この方法を採用することについて出席者全員の同意を得ること、役員候補として指名された人たちについて出席者全員の同意を得ること、この2つが要件。したがって、「被指名人については過半数の同意」でよいとしたところが間違ひ）